

市内各関係事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

医療連携体制加算の報酬算定に係る留意事項について

平素より、札幌市障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して利用者に対して看護を行った場合等に報酬算定可能となっておりますが、適正な報酬算定に係る留意事項を下記のとおり通知します。貴事業所職員に御周知くださいますようお願いいたします。

記

1 本通知に関する対象サービスと医療連携体制加算の区分

- (1) 短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス
→医療連携体制加算Ⅳ・Ⅴ
- (2) 自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助
→医療連携体制加算Ⅳ

2 報酬算定に係る留意事項

- (1) 対象者
以下のいずれかに該当する者
 - ① 医療的ケアの判定スコア（別添 1）に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者
 - ② 主治医が記載した意見書により、医療的ケアの判定スコアに掲げるいずれかの医療行為と同程度の医療行為が必要であると確認できる者

※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては①に該当する者のみが対象となる。
- (2) 留意事項
医療連携体制加算に係る看護の提供については、上記 2(1)の要件に該当していることを確認したうえで、原則、利用者の主治医から、利用者ごとに指示を受け、その内容を書面で残すこと。なお、主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことが可能な場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。
- (3) 不適切な報酬算定の具体例

- ① 主治医ではなく、事業所とのみ連携している医療機関から指示を受け、看護職員が利用者に対し、看護を提供した場合に医療連携体制加算Ⅳを報酬算定した。
- ② 主治医から指示をうけ、看護職員が利用者に対し、医療的ケアの判定スコアに掲げるいずれの医療行為も行わず、バイタルサインの測定、食事指導や生活指導を行った場合に医療連携体制加算Ⅳを報酬算定した。

3 備考

- (1) 本通知は、本市における医療連携体制加算の報酬算定に係る新たな考え方を示すものではなく、従前からの考え方を、具体的な事例を含めた留意事項としてあらためて周知するものです。
- (2) 本通知に記載している具体例以外の場合であっても、利用者の状態像や提供されている看護の内容にそぐわない、不適切な報酬算定とならないよう、正しい加算区分での報酬算定を行っていただきますようお願いいたします。
- (3) 先に記載したような不適切な報酬算定を行っていると認められる場合や、提供したサービスの内容について具体的な記録が無く、適切な報酬算定を行っていることが確認できない場合は、給付費の返還対象となる場合があります。
- (4) 短期入所の医療連携体制加算Ⅵの対象者（高度な医療的ケアを必要とする利用者）については、「短期入所に係る「医療連携体制加算（Ⅳ）～（Ⅵ）」の加算の対象者の確認方法及び認定方法等について」（令和3年4月5日札障第67号）（別添2）をご確認ください。

4 添付資料

- (1) 障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア ……別添1
- (2) 「短期入所に係る「医療連携体制加算（Ⅳ）～（Ⅵ）」の加算の対象者の確認方法及び認定方法等について」（令和3年4月5日札障第67号） ……別添2

5 参考様式

医療連携体制加算 主治医指示書 ……別添3

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市障がい福祉課 給付管理係・指定指導担当係 Tel 011 - 211 - 2938 Fax 011 - 218 - 5181
